

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第 9 条 の 1 1 第 2 項
処 分 の 概 要 : 練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条 の 6 第 3 項 (番号又は記号の打刻)、第 9 条 の 1 1 第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 8 条 (打刻命令)
処 分 基 準 : 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が 3 桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 (電話 075-451-9111 内線3052)
備 考 :